

## 宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

(平成28年度)

区分	組織名	職名	氏名	備考
委員長	東北大学大学院	教授	伊藤 房雄	
副委員長	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	伊本 廣一	
委員	宮城県市長会	事務局次長	吉野 博明	仙台市総務局総務部長 H27,10,29付け就任(知事認可日)
委員	宮城県町村会	理事事務局長	佐々木 昭男	
委員	弁護士	弁護士	丸山 水穂	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は5人以内

※委員の任期は、同要領に基づき2年(H26,12,18~H28,6,30:吉野委員はH27,10,29~H28,6,30)

# 平成27年度 農地中間管理事業実施状況についての意見について

平成28年 6月24日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

## 【実施状況に対する意見】

### 1 基本スタンス

#### ①宮城県

宮城県は、昨年度と同様に、農地中間管理事業を担い手育成に向けた農政の重要課題と位置づけ、市町村やJA、農業委員会等の関係機関と積極的に連携を強化し、協議・意見交換を行いながら、事業の活用に向けた意識醸成に努めている。

しかし、平成28年度には、国の制度変更により協力金の交付基準が変更され、現場が混乱している状況も認められるので、事業推進に向けてなお一層の関係機関等との連携が必要である。

また、被災沿岸部で、「農業を続けたくても出来ない」農業者が発生していることから、「出し手」と「受け手」の双方に丁寧な対応が必要になると考えられる。

#### ②宮城県農地中間管理機構（公社）

宮城県農地中間管理機構も昨年度と同様に、農地中間管理事業を担い手育成の重要施策と認識し、関係機関等に積極的に向き、事業の説明や協力要請を行い事業推進に取り組んでおり、評価できる。

しかし、多くの業務を外部委託していることから、事業を推進していく中で生じる様々な課題を現場レベルで共有し、外部委託先と連携して適切な対策を講じる姿勢が今後一層重要になってくると思われる。

#### ③その他

まだ十分な人員を確保できていないと思われるものの、昨年度指摘した地域コーディネーターを配置し、業務を推進している点は評価できる。

このほかに、平成28年度からの国の制度変更による協力金交付基準の変更に対し、「依然として猫の目農政」と揶揄する声も聞かれるので、県と機構が一体となって、関係者や農業者に対する丁寧な説明、対応に留意すべきである。

### 2 推進体制

#### ①宮城県

宮城県推進本部を設置し、関係機関や関係団体との連携を図るとともに、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、取組を推進している点は評価できる。

ただし、国のアンケート調査結果をみると、機構との連携が「うまくいっていない」と認識している市町村が一定数いること、そしてその多くが現場でのコーディネート活動を行う職員等が不十分であると認識していることに留意する必要がある。この点について、平成28年度は地域コーディネーターを増員することから、問題の解消が図られていくと思われる。

このほかに、事業を推進していく中で、今後さらに様々な課題が生じてくることも想定されるので、地方振興事務所とともに県が主体的な関わり、現場の課題を積極的に掘り起こす体制の充実が望まれる。

#### ②宮城県農地中間管理機構（公社）

上記で言及したように、平成27年度は地域コーディネーターの人員が必ずしも充分ではなかったことから、機構との連携が「うまくいっていない」と認識している市町村が一定数いた。この点に関して、指導農業士や農業法人協会会員は市町村と機構の双方にその原因があるとみており、これまで以上に両者の意思疎通を改善していく必要があると思われる。

特に、同事業は多くの業務が外部委託となっていることから、今後さらに県、市町村、機構、関係団体等の共通理解に基づく連携が不可欠であり、トータルコーディネートを意識した体制整備に留意することが肝要である。

#### ③その他

同事業は、出し手に対するインセンティブは認められるが、受け手に対する支援策が見えにくい。このため事業の推進に当たっては、受け手に対する融資や補助金等の支援策をわかりやすく整理し、その情報を周知していく体制の整備も必要と思われる。

### 3 推進方法

#### ①宮城県

平成27年度の事業は着実に実施されており、相応に評価できる。ただし、今後の事業推進に伴い相当の農地集積が図られるとは思われるものの、同事業の目的は担い手の育成にあることから、受け手が営農計画を策定する中で農業の将来性をどのように描き、農業を維持していこうとしているのかが重要である。これは地域づくりにもつながる重要な問題なので、県も地方機関を最大限活用し、地域に一步踏み込んだ取組の充実が求められる。

#### ②宮城県農地中間管理機構（公社）

上記で言及したことと同様に、平成27年度の事業は着実に実施されており、充分

に評価できる。

ただし、現在の推進方法は、出し手（農地の供給）側に偏っている観が否めない。同事業は開始してからまだ間もないこともあり仕方ないことなのかもしれないが、市場原理からみれば、受け手（農地の需要）側のニーズ（作業効率の向上から大規模化と集約された優良農地の借入）を的確に把握し、マッチングしていくことが肝要と思われる。また併せて、優れた経営者の育成をはじめ、「担い手づくり」等のソフト事業にも力を注いでいくことも大切であると思われる。

このほかに、国のアンケート調査結果をみると、指導農業士や農業法人協会会員の約9割が「機構の事業が軌道に乗っているところまで至っていない、軌道に乗っていない」と評価しており、これまで以上に関係機関等との連携強化や「人・農地プラン」の作成に向けた話し合いを推進していくことが大切である。

また、同事業の当事者（出し手と受け手）は、必ずしも契約に慣れているわけではないこと、契約件数が増えてきていること、トラブルや中途解約のリスクも増えること等から、今後一層契約内容の説明を正確に行う必要がある。

### ③その他

同事業は、今後さらに対応が難しい課題に直面すると思われるので、現場との意思疎通に充分留意し、相互に連携を密にして、タイムリーで迅速な対応を期待したい。

## 4 事業実績

### ①機構借入関係

昨年度と同様に、期間を平成27年度末ではなく県内の水稲作付けがほぼ完了する平成28年5月末までとすると、利用集積の計画対比は85%となり、実質的にAランクと評価できる。

### ②機構貸付関係

上記①と同様に、期間を平成27年度末ではなく県内の水稲作付けがほぼ完了する平成28年5月末までとすると、利用配分の計画対比は104%となり、実質的にAランクと評価できる。

### ③機構管理（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

### ④機構条件整備（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

⑤貸付希望者リスト掲載関係

平成27年度の貸付面積は計画対比で72%であり、Aランクと評価できる。

⑥貸受希望者リスト掲載関係

平成27年度までの目標「認定農業者80パーセント」を相当下回っており、Bランクと評価した。

5 その他

全体として宮城県の農地中間管理事業は軌道に乗り始めていると思われることから、Aランクと評価できる。